様式第４号（第２章第７関係）

個人情報取扱業務委託契約特記事項

|  |
| --- |
| （個人情報の取扱い）第１　乙は、この契約による業務を処理する為の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。（秘密の保持）第２　乙は、この契約による業務を処理する為に知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。　２　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。　３　前２項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。（目的外収集・利用の禁止）第３　乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するとき、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。（第三者への提供制限）第４　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。（再委託等の禁止）第５　乙は、この契約による業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。（複製、複写の禁止）第６　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾無しに複写又は複製してはならない。（個人情報の適正管理）第７　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。（提供資料等の返還等）第８　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。（事故報告義務）第９　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。（契約解除及び損害賠償）第１０　甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。 |

（注）　１　甲は八頭町、乙は受託者とする。

　　　　２　委託等の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。